令和8年度

事業計画書

社会福祉法人　八峰町社会福祉協議会

令和８年度 社会福祉法人八峰町社会福祉協議会 事業計画

基本方針

近年、我が国では超少子高齢化による社会環境の変化をはじめ、急激な物価高騰による経済的な困窮や、頻発化・激甚化する自然災害への不安も相まって、住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送ることが難しいと感じる機会が多くなってきました。団塊の世代が後期高齢者となった「2025年問題」が到来した中、今後ますます孤独・孤立問題も深刻化していくものと予想されており、既存の制度や仕組みでは対応できない様々な生活課題・福祉課題が顕在化しています。

こうした中、全国社会福祉協議会において33年ぶりに改定された「社会福祉協議会基本要項2025」では、社協の使命として「ともに生きる豊かな地域社会」の創造が新たに掲げられました。また、新たな活動原則として「個別支援と地域づくりの一体的展開」が明記されたほか、社協の機能として「総合的な相談支援」「権利擁護」「災害時の支援」などが明確に位置づけられました。

これらの状況を踏まえ、長きにわたり福祉のまちづくりに取り組んできた本会においては、自ら支援を求めることが難しい方への積極的なアウトリーチに努めます。これまで培ってきた専門性を生かし、地域包括支援センターや成年後見支援センターをはじめとする総合的な相談支援体制を軸に、地域住民、自治会、民生委員・児童委員、福祉員、ボランティア、関係機関等との連携・協働によるプラットフォームとしての役割を十分に発揮してまいります。目の前の個別課題への支援を行うだけでなく、そこから見えてきた課題を地域全体で共有し、仕組みづくりへとつなげる「一体的な展開」を推進し、「誰もが、住み慣れた地域で安心して誇りをもって暮らせるまちづくり」の実現を一層図ります。

また、近年、単身高齢者等の増加に伴い、入院や施設入所、住居契約時に身元保証人が得られず、必要なサービスにアクセスできないという深刻な課題が生じています。こうした背景を踏まえ、緊急時に身寄りのない方や親族が遠方で即時対応できない方に対し、身元の保証や必要な支援を包括的に行う体制を整え、地域での安心した生活と尊厳を守り抜きます。あわせて、基本要項でも示された災害時の支援体制の強化にも継続して取り組みます。

以上のことから、本会では新たな「社会福祉協議会基本要項」の理念に基づき、地域福祉の推進役を担う社協としての使命を果たすため、令和8年度の事業計画を次の通り策定します。

重点項目

1. 組織経営基盤の充実強化
2. 地域福祉活動の推進強化
3. ボランティア活動の振興
4. 在宅福祉サービス事業の充実強化
5. 相談支援事業の充実強化
6. 介護保険事業の充実強化
7. 障害者福祉サービス事業の推進強化
8. 地域包括支援センターの運営（町委託事業）

1．組織経営基盤の充実強化

社会福祉法人として福祉を取り巻く環境の変化や複雑多様化する福祉ニーズに的確かつ柔軟に対応し、事務事業の一層の効率化と事業の重点化を図り、地域住民主体の活動への転換やニーズに則した事業展開、組織基盤の強化、職員育成等を図ります。

（1）法人経営及びサービス向上の取り組み

①正副会長会、理事会、監事会、評議員会、評議員選任・解任委員会の開催
②管理職会議、定例職員会議及び担当者会議の開催
③苦情解決体制の適正な運営及び第三者委員会の開催

福祉サービスに関する苦情への適切な対応を行うことで、福祉サービスに対する利用者の満足度を高め、社協の信頼及び適正性の確保を図るため、苦情受付担当者や解決責任者の配置及び第三者委員の配置による客観性を確保し、適正な事業推進に取り組みます。苦情受付担当者や解決責任者を配置するとともに、客観性を確保するために第三者委員を配置して事業を推進します。

④役職員研修事業の実施

職場内役職員合同研修の実施、秋田県社会福祉協議会主催による役職員研修会への参加、関係機関が開催する研修会への参加等、職場内外を含めた役職員研修事業の充実を図ります。

・他市町村社会福祉協議会による先進事例の研修（役職員先進地社協視察研修会）
・秋田県社会福祉大会への参加

⑤福祉専門職としての能力向上、資格取得の支援及び育成

自己啓発の取組みやすい職場環境や組織風土の形成を図り、職員一人ひとりの取組みを奨励することで職員の資格取得の促進を図るとともに専門的な知識・技術を習得して援助活動を展開していくことを目指します。

⑥インターネットを活用した事業活動・経営情報公開の実施

公式ホームページをとおし、本会の最新の事業紹介や活動内容、福祉情報、財政状況等を住民に伝え情報公開の促進を図ります。また、ＳＮＳ（Facebook）を活用した若年層への情報発信を推進します。

⑦社協だより「つながり」の発行

社協だより「つながり」を年２回（7月・１月）発行し、社協活動の趣旨に理解や協力を求めるとともに、地域福祉活動や在宅福祉サービスなどの福祉情報等を掲載し、福祉活動の啓発に努めます。

（2）財政基盤強化のための取り組み

財政状況が厳しい中、自主財源確保は重要課題であり、地域福祉推進の事業費となる社協会費、共同募金、寄付金の拡大に努めるとともに、新たな財源の開拓について積極的に取り組みます。

また、介護保険事業及び障害福祉サービス事業については、独立採算の経営理念のもと効率的、効果的かつ適切で安定した事業運営に努めます。

①社協会員加入促進と寄付金の拡大に向けた取り組み
②新たな財源の開拓に向けた取り組み
③介護保険事業・障害福祉サービス事業の効率的、効果的な運営

（3）各種関係機関・団体との連携強化

①八峰町民生児童委員協議会との連携強化

民生児童委員協議会と情報の交換や連携を強化することにより、地域の中で福祉課題を抱える人を見逃さず、必要な福祉サービスの提供につなげていくための体制づくりを促進します。（民生児童委員協議会定例会及び管内・管外研修への出席等）

②福祉関係各団体事務事業への協力

老人クラブ連合会、身体障害者協会、手をつなぐ育成会、母子寡婦福祉会、遺族会、シルバー人材センターの事務事業の支援をとおし、各団体の充実発展と地域福祉活動への参画を促進します。

また、町内各団体が実施する地域福祉活動に対し、赤い羽根共同募金配分金による助成を行います。

③行政関係各課との情報交換による連携強化
④近隣社協との情報交換による連携強化

⑤社会福祉施設との連携強化

（4）防災及び施設管理体制の強化

平素から行動や役割業務について確認し、非常時の初動体制及び関係機関との連携など、社協職員としての意識の向上を目指します。また、施設の使用者として、生活・福祉・介護の拠点としての環境整備を図るとともに、より効果的・効率的かつ施設の機能を最大限に発揮できる施設の管理運営と環境の整備に努めます。

また、大規模な災害が発生した場合に備えて策定した本会の「事業継続計画（BCP）」について必要に応じた見直しを図るとともに、職員の理解を深めるための研修会等を行います。

①防火管理及び火災監視システムに関する業務の推進
②施設・設備の維持管理に関する業務の推進
③OA機器、情報通信環境の管理・契約に関する業務の推進
④公用車の点検・整備に関する業務の推進
⑤事業継続計画（BCP）の見直しと修正
⑥事業継続計画（BCP）に関する職員研修会の実施

2．地域福祉活動の推進強化

（1）第2期八峰町地域福祉活動計画の進行管理

地域力を活かし、誰もが住み慣れた地域で安心安全に暮らし続けられるまちづくりを目標に、令和6年3月に策定された「第2期八峰町地域福祉活動計画」の進行管理と評価を行うとともに、新たな地域ニーズに対応すべく地域支え合いの仕組みづくりの効果的な実践に努めます。

（2）小地域福祉ネットワーク事業の強化

小地域を単位として、要援護者一人ひとりに近隣住民による見守り活動や援助活動を展開し、要援護者の安否確認とニーズ把握、小地域におけるたすけ合いの仕組みを構築します。

・要援護世帯ネットワーク表を作成し、更新します。
・サービス利用状況や入院入所情報など、福祉関係者との情報共有の強化を図ります。

（3）地域福祉懇談会の開催

自治会・町内会長及び民生児童委員による「地域福祉懇談会」を開催し、社協及び地域住民による福祉活動の取組み状況を報告するとともに、地域の問題・課題等の実態把握と福祉ニーズの掘り起こしを図ります。（7月下旬～8月上旬開催）

・地域福祉をテーマとした研修会の実施と、地域の孤立世帯等への見守り体制を強化します。

（4）福祉員活動の推進（赤い羽根共同募金配分金事業）

小地域における福祉活動を促進するため、自治会・町内会長や民生委員と協力し、地域の問題の発見と解決に向けた取り組みを行う福祉ボランティアの育成と活動を支援します。

・福祉員研修会の開催（6月開催）

（5）ふれあい・いきいきサロン助成事業の実施（赤い羽根共同募金配分金事業）

地域住民が主体となって取組む「共にふれ合い支え合う場づくり」の活動を支援し、住民の不安や孤独の解消、閉じこもりの防止と介護予防の推進を図ります。

・サロン新規立ち上げのための組織づくりへの支援を行います。
・既存のサロンへ活動を継続していくための支援を行います。

（6）地域ぐるみ支え合い福祉活動事業の推進（赤い羽根共同募金配分金事業）

高齢者等の生きがいと社会参加を促進するとともに、地域ぐるみの活動を行うことで地域の連帯感やボランティア活動の向上を図ります。

・事業実施のための世話人及び個人ボランティアの確保と協力体制づくりを推進します。

・事業内容の多様化に向けた活動メニューの開発と講師の開拓を図ります。
・活動実績のない地域へのアプローチを積極的に行います。

（7）ミニデイサービス事業の実施

月2回（2グループ・隔週交代・毎週火曜日開催）、閉じこもりがちな高齢者及び要介護状態になるおそれのある高齢者に対し、社協多目的ホール等において通所型サービスを提供することにより社会的孤立感の解消と自立生活の助長の促進を図ります。

・事業内容の充実を図り、介護予防につなげるよう努めます。
・利用者の身体状況の変化を敏感に察知し、他のサービスへスムーズに移行できるよう支援します。

（8）ひとり暮らし高齢者交流会の開催

町内の65歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、年間3回程度の交流の場を提供し、閉じこもりの防止と社会参加を促進します。

・新規利用者の確保のための周知と、利用者の意向に沿った活動メニューの充実を図ります。

（9）制服・学用品リユース事業の実施

子育て世代の経済的負担軽減と物を大切にする気持ちや地域のつながりを大切にすることを目的として実施します。

・八峰中学校及び各高等学校の卒業生などから卒業やサイズアウトに伴い、着用しなくなった制服や不要となった学用品を寄付していただきます。
・寄付いただいた物品は適切に管理し、希望者へ譲渡します。
・リユース事業の周知広報に努めます。

(10) 令和8年度八峰町社会福祉大会の開催

社会福祉関係者、住民が一堂に会し、当面する福祉諸問題に取り組む決意を新たにするとともに、多年にわたり社会福祉に貢献された方々の顕彰を行います。(秋季開催予定)

(11) 町内小中学校における福祉教育の推進（赤い羽根共同募金配分金事業）

次世代を担う児童・生徒への福祉に対する理解と関心を深めていただく取り組みとして、町内の各学校の児童・生徒を対象に、専門職、福祉団体及び関係施設の協力のもと体験学習や交流活動等のボランティア体験教室を通じて、福祉の心の育成と実践への意欲の向上を図ります。

また、小中学校が計画する福祉体験学習活動の財源として、赤い羽根共同募金より八峰中学校へ120,000円、町内小学校へ1校につき80,000円を助成します。

(12) 冬期間における高齢者の健康づくり・仲間づくり事業の実施（赤い羽根共同募金配分金事業）

12月から2月までの3か月間、スポーツによる交流の場を提供することにより、高齢者の冬場の健康づくりと体力の維持・増進、孤独の解消と閉じこもりの防止を図ります。

(13) 八峰町共同募金委員会の運営及び共同募金活動の実施

秋田県共同募金会との連携のもと、自分たちのまちを良くする仕組みづくりを目的に、地域から寄せられる善意の募金を、より効果的に地域福祉活動の推進に活用できるよう八峰町共同募金委員会の適切な事務局運営に努めます。（10月1日より赤い羽根共同募金運動を実施)

(14) 介護予防・生活支援の拠点「まめで・ら・サロン」の実施

65歳以上で、介護認定を受けていない方や、基本チェックリストによる介護予防・生活支援サービス事業利用対象者であってもサービスを利用していない方を対象とした運動サロンを、月2回（水曜日午後2時から4時頃まで）社協で開設します。

高齢者向けトレーニング機器を使用し「身体機能の維持・向上」を図るとともに、参加者どうしの交流による社会参加の拠点づくりを目指します。

3．ボランティア活動の振興

（1）ボランティアセンターの運営

ボランティアに関する相談、登録・紹介、啓発、情報提供及びボランティア団体への支援、ボランティア活動保険の受付業務を行います。また、依頼者の多様なニーズやボランティア登録者の悩み相談等にも広く対応できるボランティアセンターを目指します。さらに、大規模災害が発生した場合に開設する「災害ボランティアセンター」について、行政担当課と連携を図りながら基盤づくりを継続して行います。

（2）ボランティアに関する研修・講座の開催

社会福祉施設や地域でボランティア活動を実践する人材の育成を図るため、ボランティアニーズに応じた養成講座を開催します。

（3）ボランティア団体・個人の育成、支援

町内を拠点に活動を行っているボランティア団体と、個人登録ボランティアなどへの活動の支援を行います。

（4）ボランティア活動保険の加入促進

ボランティア活動中の様々な事故によるケガや損害賠償責任を保障する保険の説明を行い、加入への促進を図ります。

4．在宅福祉サービス事業の充実強化

（1）ふれあい安心電話事業の実施

町内のひとり暮らし高齢者等を対象に、病気や事故、火災などの緊急通報や相談対応を２４時間体制で対応し、安全安心の確保を図ります。

・利用者の暮らしにおける悩みや不安への相談を受け、必要に応じて行政等の関係機関につなげます。
・新規設置時には利用者及び住民ボランティアによる協力員、関係者による「おたすけネット会議」を開催します。
・継続的な支援・協力のお願いと情報共有などを図るため、ふれ電つうしん「ほっとライン」を年2回発行します。
・効果的な事業運営を推進するための要綱の見直しを随時、検討します。

（2）地域支援事業の実施（町委託事業）

①外出支援サービス事業

歩行困難等により公共交通機関を利用して受診できない在宅生活者に対し、福祉車輌による移送支援サービスを提供します。

・事業協力者（有償による運転ボランティア）の確保に努めます。

②軽度生活援助事業

ひとり暮らし高齢者等の在宅での自立した生活の継続を可能にするため、日常生活における軽易な援助を地域住民による登録作業員（主にシルバー人材センター会員）が行います。

・作業依頼や利用回数の増加に伴う登録作業員の確保の強化に努めます。
・利用者のニーズに沿ったきめ細やかな対応を心がけます。

③ひとり暮らし高齢者等見守り事業

在宅のひとり暮らし高齢者等の世帯を定期的に訪問し、日常生活状況の確認・助言等を行うことにより、健康状態等の急激な悪化等を可能な限り予防します。

・事業利用対象者の把握及び事業周知の徹底に努めます。
・事業利用対象者の拡大に努めます。
・利用者の生活状況を丁寧に把握し、交流事業への参加促進や介護サービス移行への助言をすることにより、利用者の生活不安の解消に努めます。

④生活管理指導員派遣事業

おおむね満６５歳以上の高齢者で、要介護認定において「非該当」となった方を対象に、日常生活及び家事に関する支援・指導、対人関係の構築のための支援・指導及び関係機関等との連絡調整等を提供するため生活管理指導員を派遣し、要介護状態への進行の予防を図ります。

5．相談支援事業の充実強化

（1）心配ごと相談事業の実施

毎週水曜日午前９時３０分から１２時まで社協で開設し、町民の日常生活上のあらゆる困りごとの相談に応じ、問題が解決されるよう適切な助言や援助を行います。

・常任相談員連絡会を開催し情報交換を図り連携を強化します。

・社協職員による「出張・心配ごと相談」を開設します。

（2）たすけあい資金、生活福祉資金等貸付事業の推進

①たすけあい資金の貸付

町内に在住し、生活費、医療費等一時的に生活が困難な低所得世帯等に対し資金の貸付を行います。（無利子・貸付上限額50,000円・償還期限１年）

②生活福祉資金の貸付

生活に不安を抱えた低所得・障がい者及び高齢者世帯や、経済不況等に伴う収入の減少に対する資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、経済的自立や生活意欲の向上を図ります。

また、貸付世帯に対し、民生委員・児童委員をはじめ、行政、関係機関との連携を密にし、生活の安定化を図るために必要な相談支援・償還指導活動を継続的に実施します。

③償還を終えた方、免除された方へのフォローアップを行い、継続した相談体制を構築します。

（3）ひきこもり・長期不就労者・就労困難者への支援の推進

町福祉保健課健康推進係が取り組む「ひきこもり等社会参加しづらい人が社会的自立を目指せるよう、当事者及び家族を地域で支える体制づくり」のための次の事業に、社協も積極的に協力するとともに、行政関係課及び秋田県若者サポートステーションと協働・連携を図りながら当事者の社会的自立に向けた取組みを支援します。

・「若年層向け相談会」開催への協力及び実態把握の推進に努めます。

・若者の居場所づくり集いの場「カタクリ」に開催に協力します。

（4）生活困窮者自立支援事業の推進

「生活困窮者の自立と尊厳の確保」と「生活困窮者支援を通した地域づくり」を目標に、自立相談支援機関である山本福祉事務所と積極的に連携し、日常生活の自立や社会とのつながりを目指し、本人に寄り添った支援を展開していきます。

（5）権利擁護センターの適切な運営の推進

①普及・啓発活動の実施

日常生活自立支援事業や成年後見制度への理解を深めていただけるように、制度に関する普及・啓発活動に取り組みます。また、制度改正等、国の動向を注視し、情報収集と理解を深め、正しい知識をもって周知・広報活動に努めます。

②ニーズの発見・把握の実施

支援が必要な人を発見し支援につなげる仕組みや、判断能力の低下に加え複雑・多様な課題を抱え、孤立しがちな人の相談を丸ごと受け止める包括的な相談支援体制を強化し、ニーズの発見と実態の把握に努めます。

③相談業務の実施

日常生活自立支援事業や成年後見制度、福祉サービスの利用を必要とする人やその家族、支援者などからの相談を受けます。

④日常生活自立支援事業の実施

判断能力が十分でない高齢者や障がいのある方を対象に、専門員と生活支援員の連携により適切な支援につながるよう努めます。また、生活相談をはじめ、福祉サービスの利用手続きの支援や金銭管理、利用料等の支払いの代行・見守り・相談活動を行うことで、サービス利用者が地域で安心して自立した生活を送ることができるよう支援します。

⑤成年後見制度利用支援の実施

成年後見制度を必要とする方が制度を利用できるように、成年後見支援センター及び関係機関等との連携を図ります。

⑥身寄りのない高齢者等への身元保証サービス事業の推進

単身高齢世帯の増加という社会課題に対応し、身寄りのない高齢者等への身元保証サービス事業として「生活あんしん保証事業」の実施を目指します。この事業では、入院や施設入所時に求められる身元引受人としての機能を法人として代替し、地域において安心して生活できるよう権利擁護支援を行います。（医療同意、死後事務、相続手続きを除く）

（6）八峰町成年後見支援センターの適切な運営の推進（町受託事業）

成年後見制度にかかわる中核機関として「八峰町成年後見支援センター」を社協が運営し、専門職、関係者による地域連携ネットワークを構築し、広報、相談、利用促進、後見人等の支援、不正防止の機能強化を図ります。

そして、認知症や知的障がいにより判断能力が十分でない方が成年後見制度を適切に利用できるよう支援を行い、当事者の権利を尊重し擁護することにより地域で安心して暮らせるよう成年後見制度の利用の促進に努めていきます。

・成年後見制度に関する相談や申立て等の支援を行います。
・成年後見制度の広報・啓発活動を行います。
・町民の方が「市民後見人」として活躍していただくために、市民後見人の養成と活動の支援を行います。
・事業を円滑に実施するため、弁護士等の専門職や学識経験者等で構成する「運営委員会」を設置し、センターの運営、業務に関する助言や指導を受け、適切な運営に努めます。

6．介護保険事業の充実強化

（1）居宅介護支援事業の実施（八峰町社会福祉協議会居宅介護支援事業所）

介護支援専門員（ケアマネジャー）が居宅介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、その計画に基づいて介護サービスの提供が確保されるよう、各介護サービス事業者との連絡調整を行います。

また、高齢者が有する機能を活かし、より充実した在宅生活が送れるよう、利用者の希望や選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービスが多様な事業者から総合的に提供されるよう連絡調整に努めるとともに、行政や各関係機関との連携を密にして信頼性の高い事業所を目指します。

さらに、職員の年間研修計画を作成し実施することにより、人材の育成及びサービスの質の向上に努めます。

（2）訪問介護事業の実施（八峰町社会福祉協議会訪問介護事業所）

訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問し、入浴介助・清拭・洗髪・排泄・食事・衣服の着脱・通院等の身体介護、調理・洗濯・掃除・買い物等の生活援助を提供するとともに、利用者の残存能力を活かし、自立支援につながるサービスを提供します。また、定期的に職員研修を実施することにより、人材の育成及びサービスの質の向上に努めます。

（3）介護認定に関わる訪問調査事業の実施

要介護認定を受けようとする方を介護支援専門員が訪問し、心身の状況や置かれている環境等の調査を行うとともに、公共性を有する社会福祉協議会が町及び他市町等から調査業務の委託を受けることにより介護保険制度の公正な推進を行います。

7．障害者福祉サービス事業の推進強化

（1）居宅介護事業・重度訪問介護事業の実施

障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービスの支給決定を受けた身体障害者・知的障害者及び精神障害者に対して、ホームヘルパーを派遣し、排泄・食事・入浴等の身体介護や掃除、洗濯、調理等の家事援助等を提供します。

8．地域包括支援センターの運営（町委託事業）

包括支援課では、「地域包括支援センター運営事業」「在宅医療・介護連携推進事業」「認知症総合支援事業」「地域ケア会議推進事業」「家族介護教室事業」「介護予防教室事業」「生活支援体制整備事業」の7つの事業を町から受託しています。

高齢になっても安心して住み慣れた地域で生活が続けられるよう、健康保持と安定のために必要な支援を行い、地域住民の生活を包括的に支えるため、介護・保健・福祉の専門職がチームとなり、「医療」「介護」「予防」「生活支援」「住まい」に関する支援が一体的に提供されるよう、総合的な相談・支援を、地域のさまざまな社会資源を活用しながら、地域住民をはじめ関係機関と一体となり「地域包括ケアシステム」の体制構築と推進に取り組みます。

【委託事業ごとの事業方針】

（1）地域包括支援センター運営事業の実施

①総合相談業務の実施

・地域に根差した相談体制の構築

計画的に、より身近な単位である「自治会」を単位として、アウトリーチによる相談所を開設し、相談しやすい体制構築を推進します。

・地域包括支援ネットワーク構築

行政、社会福祉協議会はもとより、町内の各種団体等との相談支援のためのネットワークを見直し、迅速な支援のための体制づくりに努めます。

・実態の把握

行政、福祉関係職員連絡会議等と連携しながら、町内の潜在的なニーズの掘り起こしや、社会資源の現状についての実態を把握し、介護予防の推進を図るとともに、使いやすい資源整備と開発への働きかけに努めます。

②介護予防ケアマネジメント業務の実施

事業対象者、要支援1、要支援2として認定を受けた方を対象として、心身の状況や生活環境を把握し、自立した生活を、住み慣れた地域でできるよう、総合的かつ効率的なケアマネジメントを実施し、以下の業務を提供します。

・地域支援総合事業による介護予防ケアマネジメント

地域支援事業による訪問型・通所型の総合事業サービスによる支援を提供できるようケアマネジメントを提供します。

・介護保険による介護予防支援（指定介護予防支援事業所運営）

介護保険による介護予防サービスが利用できるよう、介護予防支援を提供します。

③包括的・継続的ケアマネジメント支援

・介護支援専門員の組織化と研修

介護支援専門員連絡会議の定期的開催と、研修、情報提供等を行うことにより、町内の介護支援専門員による相互連携と資質向上に努めます。

・日常的な介護支援専門員への相談支援

介護支援専門員の業務を支援し、質の高いケアマネジメントが提供されるよう、介護支援専門員からの相談などを受け、必要な支援ができる体制の拡充を図ります。

④権利擁護業務の実施

高齢者の権利を守るため、権利擁護センターや中核機関等、町内の各種関係機関との連携を図りながら、支援体制の整備に努めます。

・虐待予防と対応の取り組み

虐待を疑う状況に迅速に対応が図れるよう、通報・相談・支援の体制を確保します。また、コアメンバー会議の開催により、チームによる協同での虐待防止に努めます。

・消費者対策

高齢者を取り巻く悪質な消費者被害を防止するための周知啓発について、行政をはじめとする各関係機関との連携を図ります。

・成年後見制度利用推進

認知症や重度の要介護状態により、自身で金銭管理や法的手続きなどができない高齢者が、不当な立場にならないよう、成年後見制度の利用についても働きかけや支援を行います。

⑤その他関連事業

・介護給付費の適正化

福祉関係職員連絡会議等を活用しながら、適正なサービス利用や給付費の適正化についても、関係者間での情報共有と協議を行います。

・普及啓発

地域包括支援センターの業務や、地域包括ケアシステム等について、住民に周知するためのチラシや広報誌の作成や説明会の開催など、広く普及啓発を図れるよう努めます。

・ボランティア等の人材育成、地域活動組織の育成

地域包括ケアに携わっていただける人材育成への働きかけや、組織の育成等についても、地域包括支援センターとしての役割の中で機能できるよう努めます。

・地域リハビリ活動支援事業

介護予防の効果を高めるため、地域リハビリ活動の取り組みとして、多職種連携と連動しながら、専門職による講習会や研修会の開催等、普及啓発に努めます。

（2）一般介護予防事業（介護予防教室の開催）の実施

自宅でも実施可能な介護予防のための知識や実践を学べる場として、継続的かつ自発的に介護予防への取り組みができるようになることを目的として実施します。

・楽笑塾

動的介護予防として、峰栄館、ファガスを拠点として、積極的な健康づくりのための取り組みを行います。

・出前型教室

地域における集いの場の提供を目的として、より身近な自治会を単位として開催し、介護予防への興味関心を引き出せるような健康づくりのための取り組みを行います。

・体力測定会

「今のわたしの体」について、具体的な数値で評価できることで、介護予防へのモチベーションを保てるような機会を提供し、継続的に取り組んでいただけるよう努めます。

（3）認知症総合支援事業の実施

ア．認知症地域支援推進員の配置

・常勤の認知症地域支援推進員を配置し、地域における認知症ケアについての普及啓発を強化します。

・認知症カフェの運営及び指導支援、認知症に関する普及啓発のための講習会の開催等を積極的に行います。

・認知症診療疾患センター等との連絡調整の体制を構築し、専門家による迅速・適切な支援により、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりのため、医療機関・サービス提供事業者・相談支援機関をつなぐ連携体制の整備拡充を図ります。

イ．認知症初期集中支援チームの設置及び運営

地域の認知症による困難ケースを発見した際には、初期集中支援チームの活動をすることにより、円滑な支援開始へとつながるよう適切な運営を図ります。

ウ．認知症カフェの開所及び運営

・認知症の人本人や家族も参加できるような雰囲気と運営に配慮し、地域ぐるみで認知症に対する理解を深められる場としての機能の拡充を図ります。

・認知症についての不安や心配事などを気軽に相談できるカフェの運営の在り方についても、参加者と意見交換をしながら、気軽に参加できて、相談もできる、地域に根差したカフェの充実を目指します。

エ．チームオレンジ

行政との協議を重ねながら、地域で認知症ケアの中核となって活動できるチームの創設や体制整備についての指導・支援を図ります。

オ．認知症サポーター養成研修の実施

・認知症に対する正しい理解の普及が図れるよう、地域の団体、企業、教育機関等への働きかけにより、新たな修了者と担い手の確保・育成に努めます。

・修了者のうち、チームオレンジにつながる人材の育成のため、ステップアップ講座の開催についても、町と協議しながら実施します。

（4）任意事業（家族介護教室）の実施

高齢者を在宅で介護している家族が、介護の基礎的な知識と技術を習得するとともに、介護負担の軽減、介護者相互の情報交換や情報共有を図り、在宅介護の継続ができるようにすることを目的として、「在宅介護者の集い」を定期的に開催します。

また、関係機関等との連携を図りながら、新たな会員（参加者）の確保についても、積極的な働きかけをしていきます。

（5）在宅医療・介護連携推進事業の実施

・多職種連携研修会の開催

町内のみならず、能代山本管内の関係機関・関係者らによる「顔の見える関係づくり」を充実させ、有機的な連携が促進されるよう、多職種による研修会や情報交換のための機会を設け、関係構築の支援を行います。

また、各職域におけるスキルの共有など、地域包括ケアシステム構築に必要な、職種間の連携強化を図ります。

・住民向けセミナーの開催

地域住民に対して、介護予防や認知症予防などをテーマにしたセミナーや講習会を企画運営し、普及啓発を図ります。

・医療機関との連携

地域住民に対して、介護予防や認知症予防などをテーマとしたセミナーや講習会を企画運営し、普及啓発を図ります。

（6）地域ケア会議推進事業の実施

・八峰町福祉関係職員連絡会議

長年継続的に開催され、町内関係機関の連携の要となっている当該会議は、今後も計画的に開催し、その機能充実を図ります。

・地域ケア会議（個別ケース検討）

処遇困難なケースについては、随時「個別ケース検討」を開催し、迅速で円滑な支援体制の確保がなされ、支援が必要な方の生活が守れるよう努めます。

（7）生活支援体制整備事業の実施

ア．生活支援コーディネーター（地域支えあい推進員）の配置

・第2層、第3層等についても、整備構築の検討をするために、関係機関との協議や働きかけに努めます。

・重層的支援体制整備（行政による体制と連動）

複合的な生活課題を抱える方への支援が円滑に図れるよう、重層的支援体制の整備構築を推進し、行政をはじめとする関係機関との連携体制づくりに努めます。

・担い手の育成

介護や福祉に関する普及啓発活動等を通して、地域で地域包括ケアシステムを支える担い手が活躍できるよう、人材育成についても積極的に働きかけます。

イ．協議体等の設置と定期・随時の開催

福祉関係職員連絡会議と連動しながら、定期的に協議体を開催し、関係者の意識統一と地域包括ケアシステムの推進が図れるよう、地域の資源の把握や開発、活用等についての意見交換等を行います。

さらに、必要に応じて地域資源の活性が図られるような協議体の活動についても、積極的に運用をしていきます。